



中選自監第 145 号

輸送施設の使用停止及び附帯命令書

原告 株式会社
代表取締役 D 殿

貴社の運営する一般乗用旅客自動車運送事業について、下記1のとおり道路運送法に違反する事実があった。よって、同法第40条の規定に基づき、下記2のとおり、輸送施設の当該事業のための使用を停止することを命ずる。

さらに、同法第41条第1項の規定に基づき、当該事業用自動車の自動車検査証を愛知運輸支局長に返納するとともに、自動車登録番号標及び封印を取り外し、その自動車登録番号標について同支局長の領収を受けるべきことを命ずる。

また、このような違反行為は、事業の健全なる発達を阻害し、輸送の安全確保に支障を来すことになるので、法令の定めに従って速やかに事業を改善するとともに、この違反に対する事業の改善の具体的措置について、平成22年8月9日以降に呼出監査を行うので、呼出監査の通知があった場合は、改善報告書及び関係帳票類を持参のうえ愛知運輸支局に来局されたい。

なお、呼出監査を拒否した場合又は改善報告書において改善状況が確認できない場合は、特別監査を行う他、自動車等の使用停止処分等の措置をとることがあることを申し添える。

記

1. 違反事實（本社営業所及び A 営業所に係る違反）
別紙のとおり

2. 停止する輸送施設（事業用自動車2両）及び停止期間

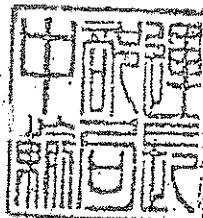
違反事實の処分日車数をもとに処分基準I-3-(3)に定めるところにより決定したものである。

自動車登録番号	停止期間
□□□○○○△○○○	平成22年6月14日から 平成22年6月30日までの17日間
□□□●●●●△●●●●	平成22年6月14日から 平成22年7月1日までの18日間

3. 廃止された A 営業所に係る行政処分は、処分基準I-3-(1)-④に基づき本社営業所に係るものとして取り扱うものとする。

平成22年6月7日

中部運輸局長 E



この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査面で国土交通大臣に対し審査請求することができます。

また、行政事件訴訟法に基づき、不服申し立ての手続きを経ずに、処分があつたことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。（処分があつたことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を超過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別紙

違反事実及び「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準、旅客自動車運送事業の監査方針及び旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について」に基づく処分日車数の算出

1. (平成22年1月12日に行った監査時における本社営業所に係る違反)

番号	違反事実 (適用条項)	基準 日車数	適用
1	点呼の記録について、次の記録事項が不適切であった。 ・点呼を行った者 ※勧告 → 警告 【不偏率3.3%】 (道路運送法第27条第1項) (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第3項)	警告	不偏率5.0%未満

処分日車数 ◎15日車

2. (平成22年1月12日に行った監査時におけるA営業所に係る違反)

番号	違反事実 (適用条項)	基準 日車数	適用
1	運賃及び料金の額について、事業用自動車内への表示をしていなかった。 (道路運送法第27条第1項) (旅客自動車運送事業運輸規則第4条第3項)	10日車	
2	中部運輸局長が定める乗務距離の最高限度を超えて事業用自動車に乗務していた。 【未遵守率0.82%】 (道路運送法第27条第1項) (旅客自動車運送事業運輸規則第22条第1項)	警告	未遵守率5%未満

処分日車数 ◎20日車

備考

- 「処分日車数」については、「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準、旅客自動車運送事業の監査方針及び旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について」(平成21年9月30日付け中運局公示第73号。以下「処分基準」という。) I-3に定めるところにより算出したものである。
- ※印は、処分基準別紙3-1に定めるところにより、最高乗務距離の限度を定める地域内の事業者に対して加重したものである。
- ◎印は、処分基準I-3-(1)-⑧(別紙3-2)に定めるところにより、「基準日車数」をもとに加重したものである。(警告→15日車)